

# ○筑後信用金庫としての一般事業主行動計画への取り組み

## 筑後信用金庫行動計画

全ての職員が仕事と子育てを両立し、全職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境を実現する為に次のような行動計画を策定する。

○計画期間 令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

### ○計画内容

**目標1 所定外労働時間の削減の為、定期的にノー残業デーを設定し実施する。**

<対策>

令和3年4月～ 令和3年度上期のノー残業デーを本部にて設定、実施する

令和3年9月～ 令和3年度下期のノー残業デーを本部にて設定、実施する

(翌年以降も同様)

**目標2 年次有給休暇の金庫職員全体での取得率（付与日数対比）を50%以上とする。**

<対策>

令和3年4月 全職員の令和3年度のリフレッシュ休暇(連続休暇)の取得予定を提出

令和3年4月～ 総務部により、リフレッシュ休暇(連続休暇)状況を管理する。予定どおり休暇を取得しない場合、ヒアリング等を実施する

(翌年以降も同様)

**目標3 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。**

女性職員・・・取得率を90%以上とすること。

<対策>

令和3年4月～ 出産予定の女性職員に対し育児休業の制度を本部より周知する。

**目標4 配偶者の分娩休暇制度取得の促進を図る。**

<対策>

令和3年4月～ 就業規則第32条の特別休暇に定める、配偶者の分娩休暇制度の周知を行い取得の促進を図る。